

第四六回

参第三回

教育職員免許法の一部を改正する法律（案）

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三の所要資格の項第三欄中「二級普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては、」を削る。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

教育職員検定による小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の教諭の一級普通免許状の授与の場合に必要とされる最低在職年数に、二級普通免許状の授与の場合についてと同様に盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校の各部における在職年数の算入を認める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。